



第25回

「新型コロナウイルスと労務上の問題」

Q 新型コロナウイルスに関連して小売業者としてどういった法律問題があるのでしょうか。

A この原稿が発表される頃は、まだこの問題は終息（収束）していないでしょう。小売業界のみならずというところですが、主に以下のような問題があるでしょう。

①店舗の一時縮小、閉鎖に伴う施設管理上の問題、②商品の製造、供給に関する取引上の問題、③従業員に対する労務管理上の問題、などがあるでしょう。

Q 小売業者が集合店舗の施設の一部をテナントとして賃借して営業している場合に、店舗全体を経営している貸主側の方針で、コロナ感染防止を理由に施設全体を一時閉鎖するという方針になったときにテナントもそれに従わざるを得ないことがあります。この場合でも賃料支払義務はあるのでしょうか。

A これは賃貸借契約の解釈の問題です。通常は、営業継続の判断はテナントの自主判断によるもので、貸主側の判断で強制的に店舗を一時閉鎖することを求められたのであれば、貸主側の責任事由で賃貸物件の使用不能という状態になるので家賃支払い義務がないといえます。逆にテナント側の判断で店舗を閉鎖するのであれば家賃支払い義務はあることになります。

Q 店舗の業務委託契約という形で委託料をもらって運営しているときに、委託元の判断で委託先（小売業者）が営業を中止されたりした場合、委託先の店舗側は委託料を払ってもらえないのでしょうか。逆に委託先の判断で営業を中止するという場合、委託元は委託先の店舗に委託料の支払を請求できるのでしょうか。

A 業務委託の場合も委託元の判断と指示で業務委託を中止するという場合は委託元は委託料の支払いを免れないでしょう。これは逆に委託元の側からいえば、コロナ感染防止という目的だけでは業務委託の中止、委託料の支払い停止は正当な理由がないということです。

逆に委託先の判断で営業を中止するという場合は、委託先の「勝手な理由」で委託業務を中止するので、委託先は委託元に対し委託料を請求できないということになります。ただ、賃貸の場合も業務委託の場合も、契約書で貸主、委託元の指示に従うという契約であったり、不可抗力の場合は免責されるという契約であることもあり、契約条項をよく検討するということが、非常時の損害の公平な負担という観点から契約当事者間で協議することが重要です。

Q コロナ問題が原因で商品の供給が円滑にいかなくなって、小売店としては商品の販売に支障を来しています。これはすべて小売店側のリスクということでしょうか。

A 商品取引契約の問題ですが、メーカーの稼働が停止、縮小して、商品の製造、販売が不足するという問題は、取引契約上は不可抗力（責任のない事由）となっていて、メーカーに債務不履行責任を問うことは難しい場合が多いと思います。

Q 労務管理上の問題として、店舗の一時閉鎖のため、または、感染の疑いや感染した従業員に自宅待機や休業を指示することの是非やその際の給与の支払いについては、どうすればよいのでしょうか。

A これらの点に関しては、休業が労働基準法26条の「使用者の責めに帰すべき事由」に該当するかどうかですが、ケースによって異なりますので、厚生労働省の「新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）」というホームページの広報文があり、多くのケースに回答しているので、こちらを参照するのがよいと思います。

<掲載内容に関するご質問、お問合せについて>

高下謹壹法律事務所 電話 03-5568-6655(代)
東京都中央区銀座5-8-5 ニューギンザビル10号館4F
<http://www.takashita-law.jp>